

お知らせ

なんたん

発行
南丹市

特別号

令和2年
5月8日発行

<https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/>

～南丹市長からのメッセージ～

緊急事態宣言が全国に発令され、また京都府緊急事態措置が決定される中、市民の皆さまにはイベントや外出の自粛、3密の回避へのご協力をいただいていることに、心から感謝申し上げます。

早期の感染終息が見えない中で、さまざまな社会経済活動が大きく影響を受け、大変なダメージを受けていることに強い危機感をお持ちのことと思います。現在も予断を許さない状況であり、一日も早く終息に向かうよう、引き続きご協力をお願いいたします。

国や京都府の動向を確認しながら、速やかに緊急の第一弾の支援を行うため、南丹市議会のご協力も得て、専決補正予算を編成しました。

そのうち南丹市を窓口とした支援事業「住民生活への支援」、「事業者への支援」を取りまとめお知らせいたします。ご確認の上、有効にご活用いただくため手続などをお願いいたします。

南丹市長 西村 良平

南丹市を窓口とした新型コロナウイルス関連の支援事業について

●は国や京都府の支援制度で、○は南丹市の独自または国や府制度の上乗せ支援策を示しています。

▽住民生活への支援

●特別定額給付金給付事業

緊急事態宣言の下、国の感染症緊急対策として、一人につき10万円の給付金を交付します。

- ①給付対象者：基準日(令和2年4月27日)に南丹市の住民基本台帳に記録されている方
- ②申請方法：世帯主に送付する申請書に必要事項を記載の上返信いただくか、国のシステムを通じたオンラインによる申請
- ③給付方法：原則、申請の世帯ごとに世帯主名義の銀行口座へ振り込み
☎総務課 ☎(0771) 68-0002

●子育て世帯臨時特別給付金給付事業

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、児童一人につき1万円の臨時特別一時金を支給します。

- ①給付対象者：対象児童(令和2年3月31日以前に生まれた児童)に係る、令和2年4月分(3月分含む)の児童手当の受給者(特例給付受給者は対象になりません)
- ②申請方法：支給の申請は不要(但し支給を希望されない場合は、各受給者に送付する案内に同封の受給拒否のための届出書を提出ください)
- ③給付方法：児童手当登録銀行口座へ振り込み
☎子育て支援課 ☎(0771) 68-0017

●生活困窮者自立支援事業

住居確保給付金の制度拡充なども行い、収入が減少された方の相談に応じ支援します。

- ☎南丹市社会福祉協議会 ☎(0771) 72-3220
☎福祉相談課 ☎(0771) 68-0023

《裏面につづく》

○くらしの資金貸付事業

収入が減少した世帯や南丹市内の大学・専門学校に在学中の学生を対象に貸付金制度を拡充しました。10万円を上限に貸付けの相談に応じます。

☎南丹市社会福祉協議会 ☎(0771) 72-3220

●傷病手当金支給事業

国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入されている方が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどでお勤めを休まれた場合に、傷病手当金を支給します。

☎市民課 ☎(0771) 68-0011

○教育振興事業(なんたん学校ホットライン)

学校と保護者・児童生徒の連携と安否確認の手段を充実させるため、新たなメール配信システムを活用します。併せて、放課後児童クラブにおいても、新たなメール配信システムを活用します。

☎学校教育課 ☎(0771) 68-0056

☎社会教育課 ☎(0771) 68-0057

✓他に京都府からの直接支援制度では、生活福祉資金の貸付拡大などもありますので、府のホームページなどでご確認ください。

▽事業者への支援

○事業継続緊急支援給付金事業(南丹市商工会との連携)

3ヶ月(令和2年1月～3月)の売り上げが、前年同期と比較して30%以上減少した小規模事業者などに、30万円を上限に給付金を交付します。

※申請には事前に南丹市商工会の経営指導を受け、南丹市商工会が発行する証明書の添付が必要です。

☎商工課 ☎(0771) 68-1008

○企業支援事業(販路開拓緊急支援事業)

事業者が、新たな市場や販路などへ進出する経費、または新製品を開発する場合に要する経費に対し、10万円を上限に補助します。

※京都府の新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金などとの併用も可能です。

☎商工課 ☎(0771) 68-1008

○雇用調整助成金事業者負担軽減事業

国の雇用調整助成金制度と連動し、雇用調整助成金対象額の5%分を支援し、事業者負担を軽減します。

☎商工課 ☎(0771) 68-1008

○企業支援事業(弁当・宅配等販路開拓支援事業:南丹市商工会と連携)

外食産業を営む事業者の売り上げが減少する中、弁当の販売や宅配などの事業を開始した事業者情報を集約した情報サイトの開設やその仕組みづくりを支援します。

☎商工課 ☎(0771) 68-1008

○休業要請対象事業者支援事業

京都府の休業要請対象事業者支援給付金と連動し、京都府の支援額と同額(中小企業20万円・個人事業主10万円)を市からも支援し、事業者負担を軽減します。

☎商工課 ☎(0771) 68-1008

✓他に国からの直接支援制度には、雇用調整助成金、持続化給付金など、また京都府からの直接支援制度には、休業補償対象事業者支援事業、新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金などの支援もありますので、府のホームページなどでご確認ください。